【資料 18】

新潟市障がい福祉課
平成 27 年 1 月 22 日
第 15 回条例検討会資料

差別禁止の対象範囲等について

１．他都市照会結果

（１）差別禁止の対象範囲

【主な回答】

① 障害者基本法を踏まえ「何人も」と規定し、個人に義務を課している。

② 「何人も」と規定して個人に義務を課しているが、各号に列記される分野に属する個人を対象にしていることから、結果として私人間の問題は対象としていない。

（２）相談機関の調整対象

【主な回答】

① 私人間の問題について、相談機関における調整活動（＝行政の介入）の対象としていない。私人間の差別で個人が特定できる場合は、自治会等を通した啓発活動などを行うことで改善を促している。

② 私人間の問題について、相談機関が調整活動を行わないことを条例で明確にしていないため、調整活動を行わないとは言えない。相談機関が適切な機関に繋ぐ、若しくは専門機関と連携して対応することを想定している。

③ 制定当初は、「相談機関が私人間の問題に立ち入っていいのか」という観点では考えていないと思われる。

（３）助言・あっせんの申立ての対象

【主な回答】

① 相談機関における調整ができない場合に限り申立てすることができるとしているが、私人間の問題は相談機関の調整対象としていないため、申立ての対象にならない。

② 条例では、私人間の申立てを除くことを明確にしていない。仮に特殊な事例（家族間の差別など）があった場合、オブザーバーとして専門機関等に入ってもらうことなどが考えられるが、実際私人間の申立てはない。

③ 不利益的取扱いとして列挙される分野別の事例を申立て対象としているので、結果として私人間のものは対象となっていない。

２．事務局（案）

（１）差別禁止の対象範囲

「何人も」とするが、各号に列記される分野に属する個人を対象範囲とする。結果として、私人は対象とならない。

※　別紙「新旧対照表参照」

（２）相談機関の調整対象

見直し（案）の第５条の各号で列記される差別に該当する場合を対象とする。

※　私人間の差別は対象としない。私人間の差別で個人が特定できる場合は、調整活動を行うのではなく、啓発活動を行うことで改善を促す。

家族間の差別の多くは虐待と考えられるため、障がい者虐待防止センターに繋ぐ。

（３）助言・あっせんの申立ての対象

相談機関で調整できなかった場合を対象とする。※　私人間の差別は対象としない。

≪参考≫私人に対する考え方

本法は、差別禁止という要請を国や行政だけでなく、私人間の行為規範としても法定化することに大きな意義を有しているが、私人間においては、結社の自由や私的自治の原則、法律による規制はできるだけ慎重であるべきこと等を踏まえると、合理的配慮の分野でも述べるとおり、どのような関係を取り結ぶかについて、個人の自由な意思に委ねられ、異なる取扱いをすることが社会的に容認されている私的な領域においては、法律で差別とすることは妥当ではない。（出典：「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見）
障害のない他の者へ提供される役務、機会、権利において同等の扱いが求められる分野とは異なり、人と人が何らかの接触を持つ場合に、どのような人間関係を築くのかについて、一般的に個人の自由な意思に委ねられていると認められる私的な領域において、合理的配慮の提供が義務付けられることはない。（出典：「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見）
Ｑ：本法は、事業者でない一般私人の行為や個人の思想や言論も対象としているのか。 Ａ：本法においては、事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは不適当と考えられることから対象としていない。一般私人については、第１５条に規定する国や地方公共団体による啓発活動を通じ、本法の趣旨の周知を図っていくこととする。（出典:「差別解消法ＱＡ」）